

千葉県 困難な問題を抱える女性をめぐる現状及び課題

健康福祉部児童家庭課 令和5年8月

1

千葉県 困難女性支援計画の策定に向けた基本的方針等

1. 基本的方針

1 策定の趣旨

- 女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、女性の置かれた状況等に応じた支援が必要となっている
- そのような状況を受け「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「法」という。）が成立
- 困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に支援することを目指し、この計画を策定する

2 計画の位置付け

法第8条第1項に基づく計画

3 計画の期間

令和6年度～8年度(3年間)

2. 現状及び課題

現状	課題
若年女性が抱える困難さへの対応に苦慮	困難な問題を抱える若年女性への支援体制づくりが必要
一時保護施設（女性サポートセンター）が利用しにくい	一時保護において、支援対象者の個々のニーズにも柔軟に対応できる体制づくり（携帯電話、外出等の扱いなど）が必要
関係機関・団体間で相互の情報共有がしづらい	関係機関・団体間で相互に情報共有し、支援対象者の状況に応じた適切な支援を提供できる体制づくりが必要
女性相談支援員の在職年数は3年未満が最も多い	女性相談支援員等の支援に関わる人材の育成・資質向上が必要

<参考：現在の支援体制>

```

graph TD
    A[要保護女子、DV被害者、  
人身取引被害者、ストーカー被害者] -- 相談 --> B[市町村]
    A -- 相談 --> C[健康福祉センター]
    A -- 相談 --> D[警察署]
    B -- 保護依頼 --> E[民間シェルター]
    C -- 保護依頼 --> E
    D -- 保護依頼 --> E
    E --> F[女性サポートセンター  
(女性相談支援センター)]
    F --> G[女性自立支援施設  
(婦人保護施設)]
    G --> H[自立に向けた支援]
    
```

2

婦人相談所・婦人保護施設
(令和5年4月1日現在)
婦人相談所・一時保護所～女性サポートセンター
婦人保護施設～望みの門学園

- 婦人相談員の配置状況
(令和5年6月1日現在)
- ・千葉県内の配偶者暴力相談支援センターに配置
～34人(女サポ14人、保健所20人)
 - ・市町村に配置～48人

DV専門相談員の配置状況
(令和5年6月1日現在)
千葉県内の配偶者暴力相談支援センターに配置
～16人 【千葉県のみがDV専門相談員を配置】

3

I 婦人相談所（女性サポートセンター）

相談件数

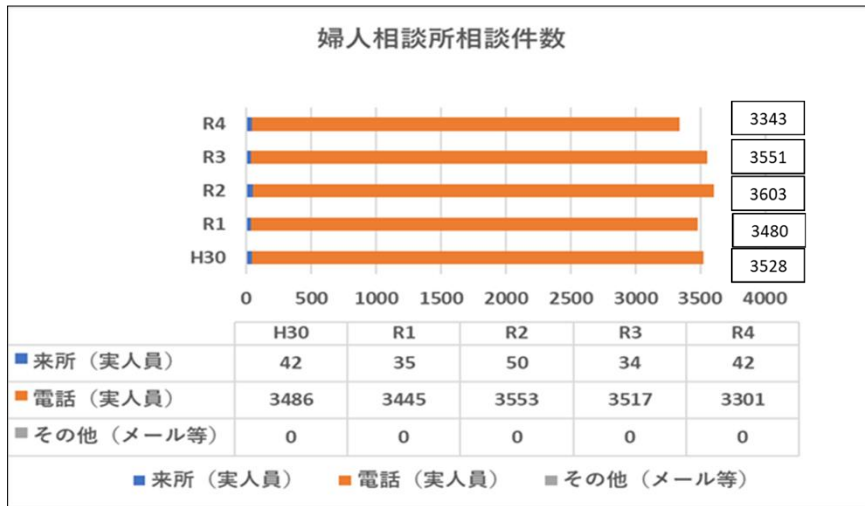
平成30年度から令和4年度

4

相談件数（実人員）

女性サポートセンターにおいて令和4年度に来所相談した女性は42人（実人員）であり、相談総数は平成30年から3,500件前後で推移している。

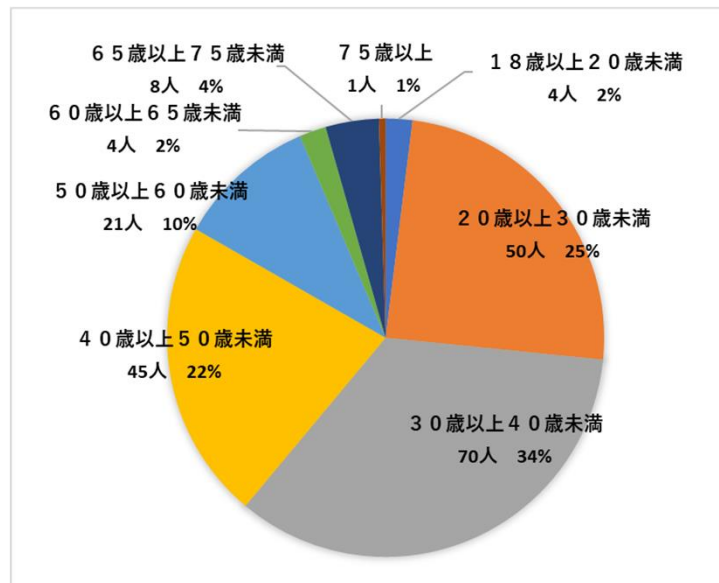
※女サポにおける来所相談は女性のみ



5

来所相談者の年代

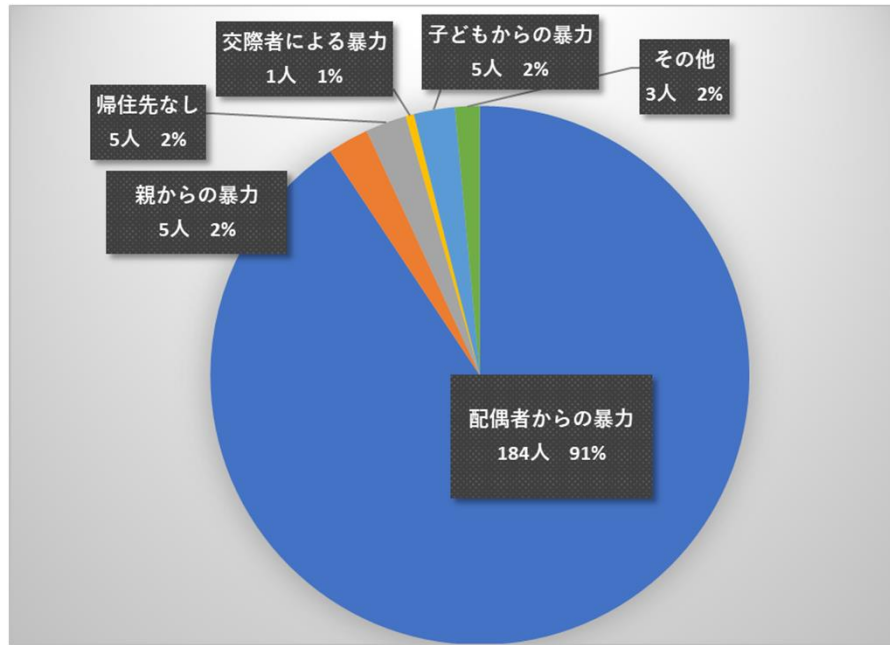
女性サポートセンターにおいて平成30年度から令和4年度に来所相談した女性の年齢層は、30歳以上40歳未満が34%を占め、20歳以上30歳未満が25%で全体の半数以上を占めている。



6

来所相談内容の内訳

来所者の相談内容の内訳は、91%が配偶者からの暴力の相談である。



7

Ⅱ 婦人相談所（女性サポートセンター）

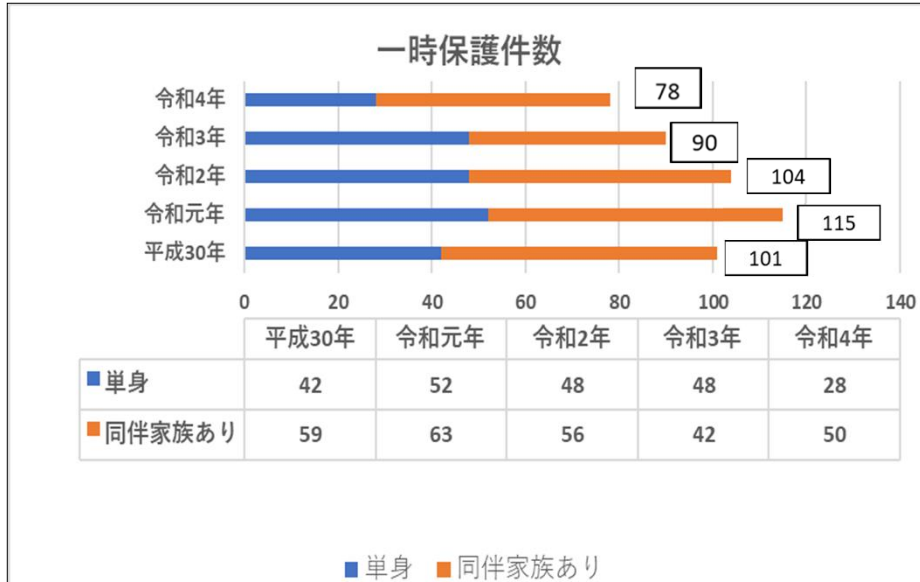
一時保護件数

平成30年度から令和4年度

8

一時保護件数

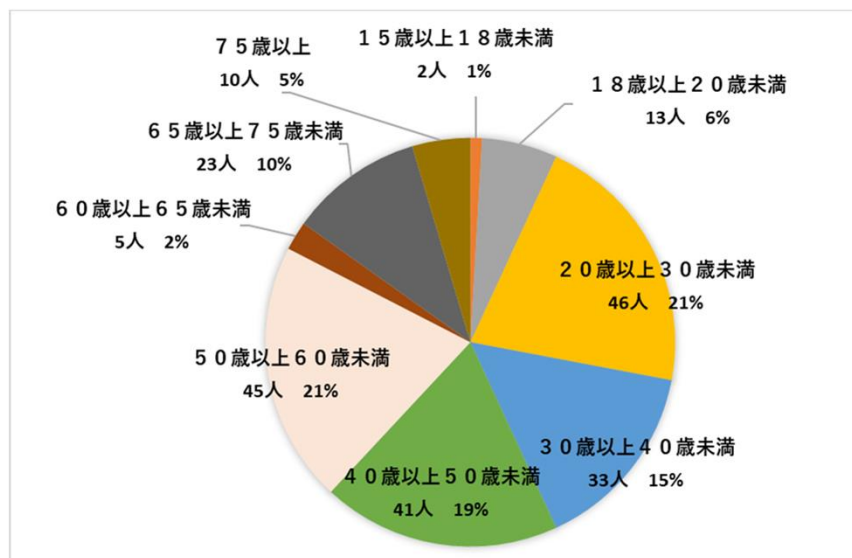
女性サポートセンターにおいて、令和4年度に一時保護した人数は78人、そのうち単身が28人、同伴家族は50人であり令和元年から減少傾向である。



9

一時保護年代別（単身）

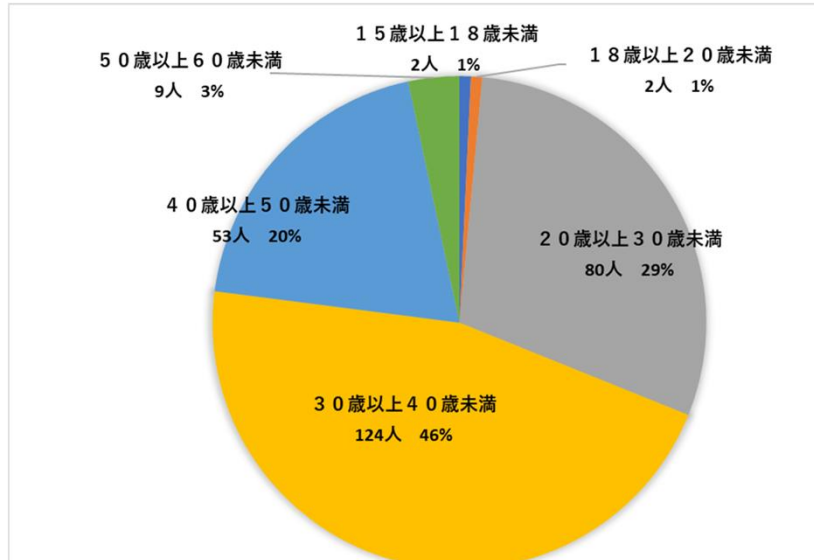
女性サポートセンターにおける平成30年度から令和4年度で一時保護した単身の年代別の割合は、20歳以上30歳未満と50歳以上60歳未満がほぼ同数である。



10

一時保護年代別（同伴家族あり）

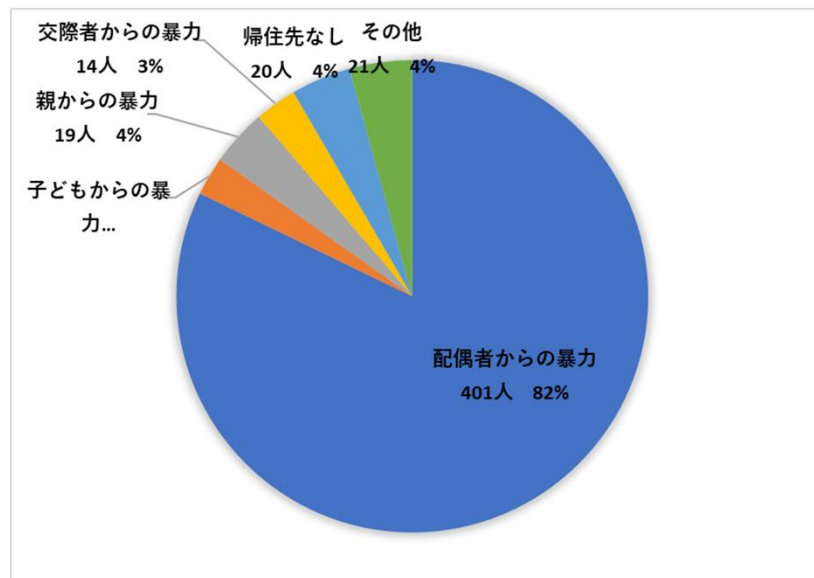
同居家族がある年代別の割合は、30歳以上40歳未満の割合が最も多い。
また、令和4年度の同伴児童の内訳は、乳児15%、幼児49%、小学生31%、中学生5%である。



11

一時保護の理由

女性サポートセンターにおいて平成30年から令和4年に一時保護の理由は、配偶者からの暴力が82%を占めている。



12

一時保護委託件数

	女サボ 委託件数	市町村から民間 シェルターへ入所
平成30年度	8	38
令和元年度	9	40
令和2年度	9	35
令和3年度	3	31
令和4年度	6	25

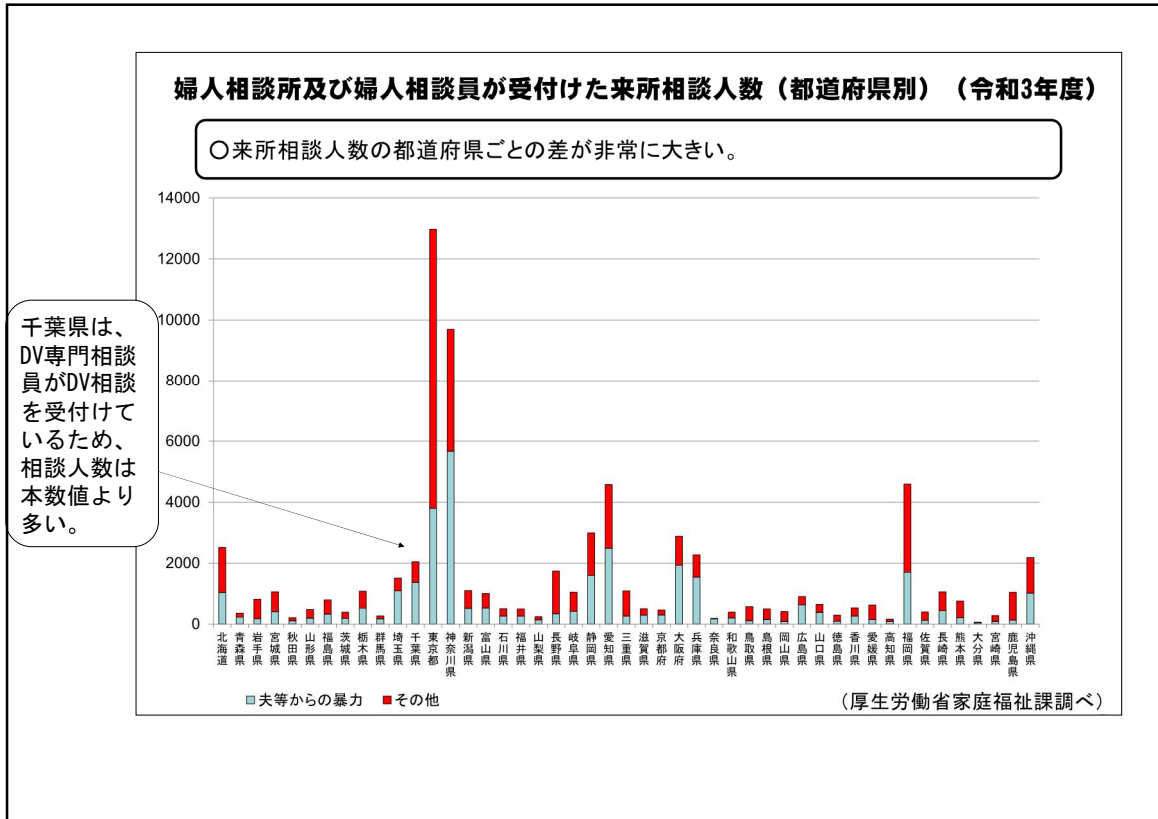
13

Ⅲ 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた 来所相談人数（都道府県別）

令和3年度

（厚生労働省家庭福祉課「婦人保護事業の現状について」
から抜粋）

14



15

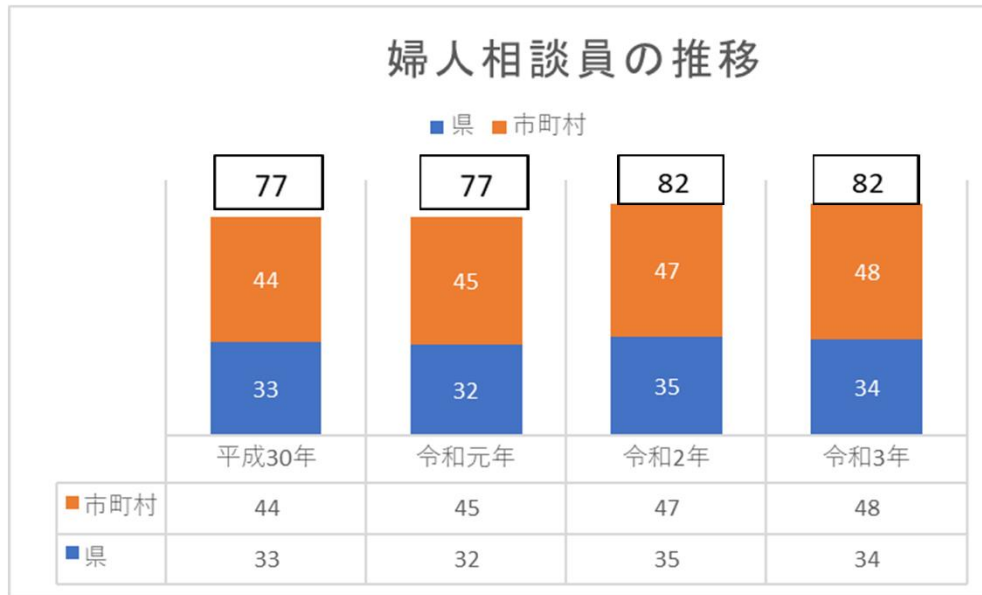
IV 婦人相談員の推移

平成30年度から令和3年度

16

婦人相談員の推移

県、市町村の婦人相談員は横ばいである。



17

千葉県における婦人相談員の在職年数 (R4年4月1日現在) 令和3年度婦人保護事業の実施状況報告 (厚生労働省)

	3年未満	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20年以上	計
県	11	5	12	1	5	0	34
市町村	22	7	10	6	3	0	48
計	33	12	22	7	8	0	82
(%)	40%	15%	27%	9%	10%	0%	100%

18

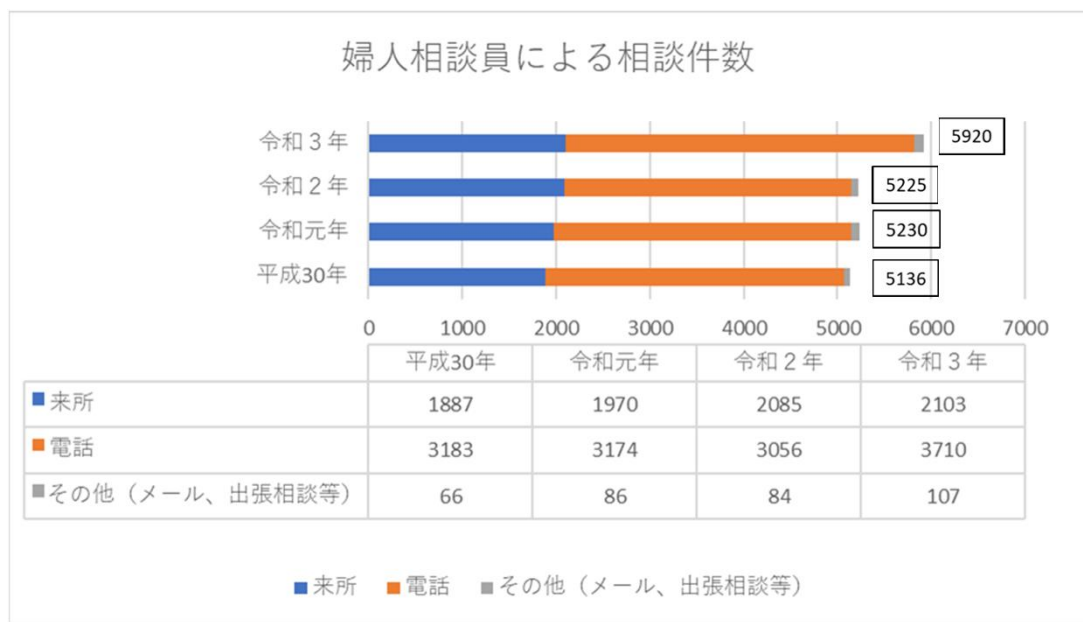
V 婦人相談員による相談件数

平成30年度から令和3年度

19

相談件数（実人員）

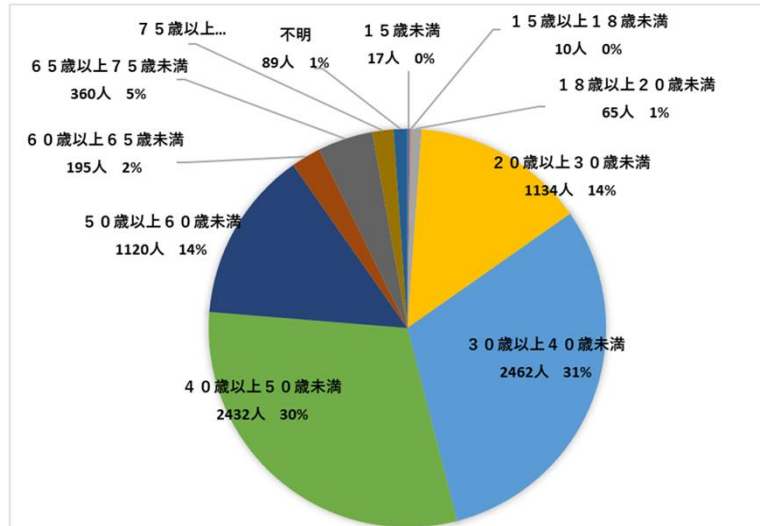
平成30年度から令和2年度まで5,200件前後で推移していたが、令和3年度は増加に転じた。



20

来所相談者の年代

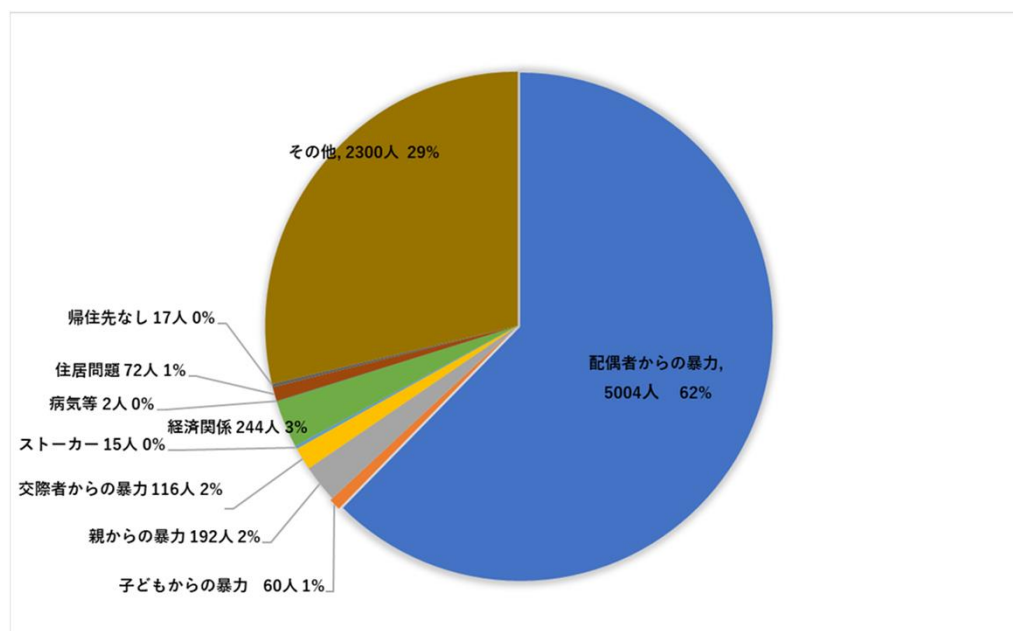
相談者の年代は、30代、40代が全体の6割を占めている



21

相談内容の内訳

配偶者からの暴力が全体の62%を占めている。

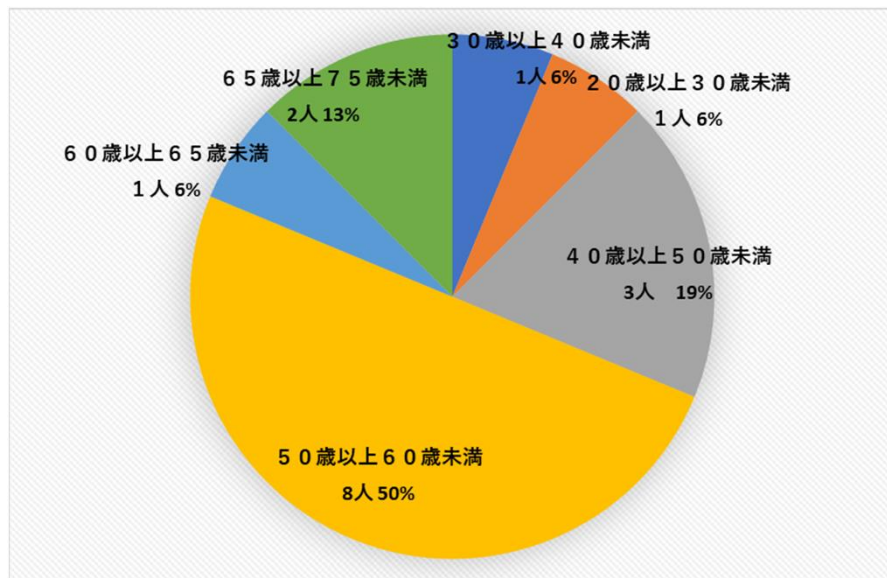


22

VI 婦人保護施設の状況

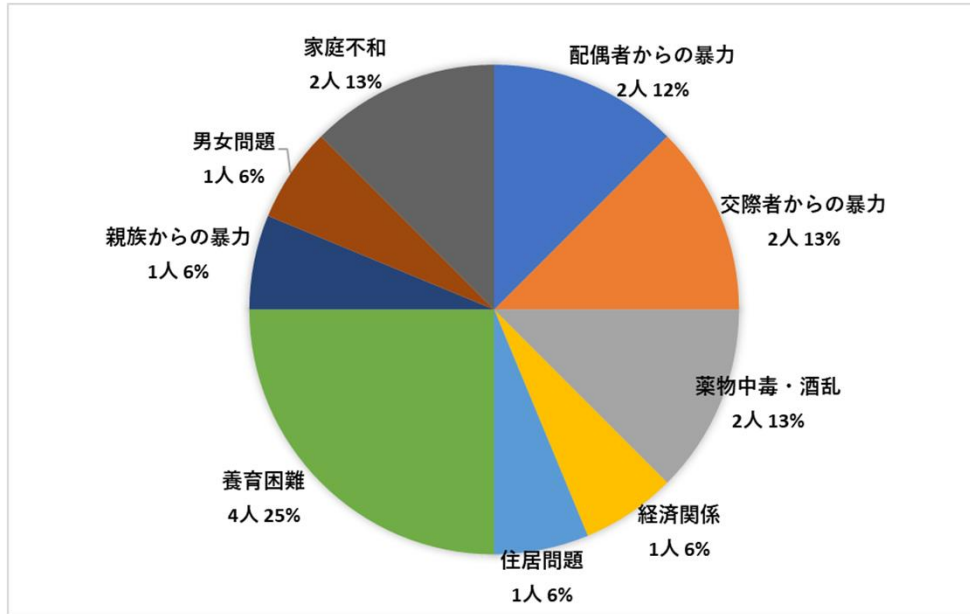
23

婦人保護施設 入所者の年代別割合 (令和3年度)



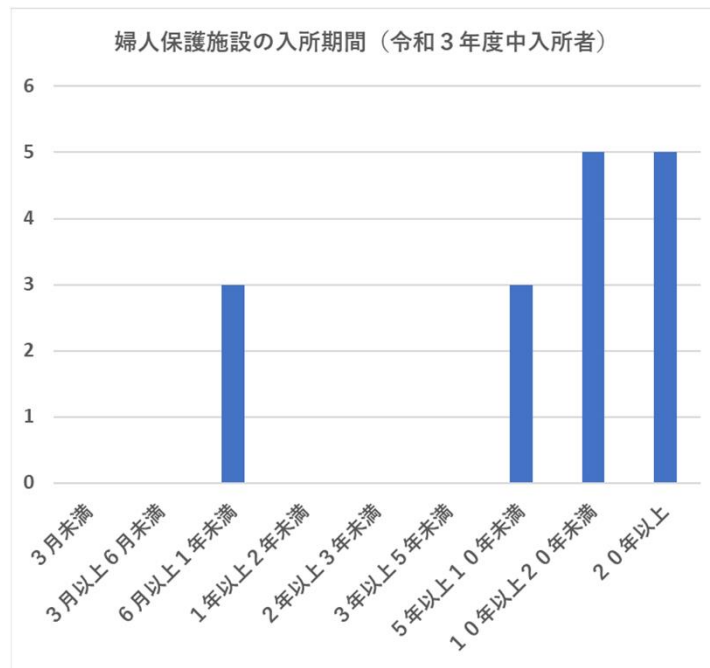
24

婦人保護施設 入所理由 令和3年度



25

婦人保護施設の入所期間 (令和3年度中入所者)



26